

第17回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年11月25日(月) 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について

日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第8 議案第5号 滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について

日程第9 議案第6号 特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について

日程第10 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第12 報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

4 出席委員 農業委員

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

中部地区担当 井上 浩児

北部地区担当 松村 秀隆 以上2名

5 欠席委員 農業委員

1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年11月25日（月） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第17回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては2番吉清水秀明委員と3番主濱学委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第17回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年10月26日から令和6年11月25日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第16回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、対象農地の隣に住む所有者の親類に農地を譲り渡す案件となります。農地の取得は初めてとなるため現地調査を担当した委員3名で営農計画を確認したところ、対象農地についてはこれまでも譲受人の親類である近くの認定農業者に協力を得ながら所有者に代わり管理を行ってきたという経緯があるとのことで、計画内容から見ても問題はないものと判断されました。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、太田豊農業委員、井上浩児推進委員、松村秀隆推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を太田委員にお願いします。

太田委員

2番太田です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年11月18日に井上推進委員及び松村推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、全て農地として活用されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

吉清水委員

2番吉清水です。地図を見ると申請地の一部が隣接のお寺に掛かっているように見えますが、それは問題ないのですか。

鈴木主任

こちらで使用しております地図はGISの地図を利用していますが、住宅地図と重ね合わせますと精度の関係で多少のずれが生じてしまいます。地図上のみでのずれとなっておりますので、登記上の筆界や登記簿面積等と現地との間に支障はなく問題ございません。

吉清水委員

そうしますと、あくまで表記上のミスということで捉えてよろしいでしょうか。

細川主任主査　こちらの市で使用するGISのシステムは、住宅地図を基に作成したのではなく航空写真と登記情報、都市計画図等を重ねたものですので、どうしてもそこには多少なりの誤差が生じてしまいます。公図に関しては3条の契約の際に所有者に取っていただき隣接関係は確認しておりますが、現地の境界杭等までは確認していません。しかしながら、今回の場合は隣接のお寺の方に掛かっているという訳ではなく、あくまでシステム上の誤差の範囲でのことです。明らかに現地が違うという場合には我々も確認をしておりますが、今回につきましては地図と公図の縮尺や精密性が違うために発生したものと捉えることができますので、こちらとしましては参考資料の地図であるため問題はないものと認識しております。

議長　議案として提案する際にはもう少し配慮して地図を作成していただけますと、皆さんも理解し易いと思いますので、今後工夫していただければと思います。

細川主任主査　検討いたします。

議長　それでは、質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長　挙手全員であります。
よって、議案第1号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長　日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査　議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は8ページから10ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、南側及び北側が住宅地に接して集落を形成していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資予約証明書によ

り事業の確実性について確認しているところです。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第2号について、
現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、牧の林すずの音保育園から北東へ約600メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は道路を挟み農地、南側は道路を挟み宅地、北側は宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第3号について補足説明いたします。議案書は12ページ及び13ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地中間管理機構に既に貸し付けられている農地を借受者に貸し付ける案件です。本件は農業公社の遊休農地緊急対策事業を活用しており、7月総会において所有者から農地中間管理機構への貸し付けがなされたもので、その後農地の整備を実施し計画どおり農地が整備され事業の完了が確認されたことから、制度に従って事業を実施した借受者に対して貸付されるものです。

以上、整理番号1番については、農地中間管理事業に関する法律

第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は、再配分に係る案件のため、現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は15ページ及び16ページをご覧ください。

整理番号1番は、北側の2筆の土地は航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していること、また、残る南側の土地は通路として農地法所定の許可を得ていることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 推進委員の井上です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢勤労者体育センターから南東へ約400メートルの所にあります。周辺の状況ですが、東側、西側及び南側は宅地、北側は農地になっており、現地は住宅の進入路として利用される様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性は無いものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

 (質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

 よって、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。

 なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課三上主査及び松本主事が入室します。

 (農林課説明員入場)

議長 事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は18ページ及び19ページをご覧ください。

 農業振興地域整備計画の変更は定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は随時見直しに該当しております。

 変更される整備計画の内容及びその中の農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている農地の状況等詳細につきましては、議案書の記載内容の他、この後、現地調査報告に続き農林課担当者による説明がなされます。

 なお、今回の農業振興地域整備計画の変更に伴う農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている案件は2件となっております。

 これらについて、農用地利用計画の変更内容が適当であると認められ農業振興地域整備計画の変更がなされた場合には、その後、今回の計画に基づいた農地転用許可申請が行われ、総会において農業委員会としての意見を改めてご審議いただくこととなります。

 以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員 推進委員の松村です。それでは私の方から議案第5号について、転用事業が計画されている農地の現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、一本木中学校より南東へ約600メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は道路を挟み原野、南側は宅地、北側は道路を挟み農地になっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、岩手県自動車運転免許試験場より南西へ約1.4キロメートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は農地、西側は宅地、北側は道路を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして農林課より説明をお願いします。

松本主事 それでは私の方から議案第5号についてご説明いたします。

(議案書朗読説明)

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号については異議なしとすることに決定いたしました。

ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退出)

議長 日程第9、議案第6号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを議題といたします。

なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課海老澤総括主査が入室します。

(農林課説明員入場)

議長 暫時休憩します。

(10時00分休憩)

(10時08分再開)

議長 それでは会議を再開いたします。

本案件につきましては農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号2番は、私9番駿河が該当し、整理番号3番は、6番高橋委員が該当します。

つきましては、本議案は整理番号毎に審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

また、整理番号2番につきましては現地調査報告のため出席しております井上推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限には該当しませんので退席の必要はありません。

井上推進委員 審議しやすいように退席を希望します。

議長 本人の申し出がありましたので井上推進委員の退席を許可します。

(井上推進委員退席)

議長 それでは、議案第6号のうち整理番号1番を審議いたします。事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを補足説明いたします。始めに整理番号1番の説明となります。議案書は21ページをご覧ください。

まず、市町村が農業経営基盤強化促進法第23条に基づき特定農用地利用規程の認定をするにあたりましては、同法施行規則第2条を準用するとした同規則第24条の規定に基づき当該市町村の長は農業委員会等の意見を聞かなければならないこととされています。

この規定に基づき整理番号1番では大釜地区特定農用地利用規程

の認定にあたりまして、市長からの求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

実施地区の状況等詳細につきましては、この後農林課担当者による説明がなされます。

以上で議案第6号のうち整理番号1番の補足説明を終わります。

議長 続きまして農林課より説明をお願いします。

海老澤総括主査 それでは私の方から整理番号1番について説明をさせていただきます。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号のうち整理番号1番について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち整理番号1番については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号のうち整理番号2番を審議いたします。議事参与の制限がありますので、私9番駿河が退席します。議長を太田会長職務代理者と交代いたします。

(9番駿河委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長 それでは議事を進行いたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 引き続き、議案第6号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを補足説明いたします。次に整理番号2番の説明となります。議案書は21ページをご覧ください。

整理番号2番では、農業経営基盤強化促進法第23条に基づく牧野林地区特定農用地利用規程の認定にあたりまして、同法施行規則第2条を準用するとした同規則第24条の規定に基づき市長からの求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

実施地区の状況等詳細につきましては、この後農林課担当者による説明がなされます。

以上で議案第6号のうち整理番号2番の補足説明を終わります。

議長 続きまして農林課より説明をお願いします。

海老澤総括主査 それでは私の方から整理番号2番について説明をさせていただきます。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号のうち整理番号2番について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち整理番号2番については原案のとおり意見を決定いたしました。

9番駿河委員の入場を許可します。

(9番駿河委員入場)

議長 9番駿河委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

ここで議長を交代いたします。

(太田会長職務代理者8番議席に移動)

(駿河会長議長席に移動)

議長

それでは議事を進行いたします。

続きまして、議案第6号のうち整理番号3番を審議いたします。
議事参与の制限があります6番高橋委員の退席を求めます。

(6番高橋委員退席)

議長

事務局より説明させます。

細川主任主査

引き続き、議案第6号、特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定についてを補足説明いたします。最後に整理番号3番の説明となります。議案書は22ページをご覧ください。

整理番号3番では、農業経営基盤強化促進法第23条に基づき令和4年10月に認定された下鶴飼地区特定農用地利用規程について、同法第24条に基づき農用地利用規程の変更を認定するにあたりまして、同法施行規則第2条を準用するとして同規則第24条の規定に基づき市長からの求めに応じ当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

団体名称を始めとする変更の内容等詳細につきましては、この後農林課担当者による説明がなされます。

以上で議案第6号のうち整理番号3番の補足説明を終わります。

議長

続きまして農林課より説明をお願いします。

海老澤総括主査

それでは私の方から整理番号3番について説明をさせていただきます。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号のうち整理番号3番について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第6号のうち整理番号3番については原案のとおり意見を決定いたしました。

6番高橋委員の入場を許可します。

(6番高橋委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。
ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退出)

議長 井上推進委員の入場を許可します。

(井上推進委員入場)

議長 日程第10、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第12、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告についてにつきましては、お手元の議案書23ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第17回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年11月25日(月) 午前10時25分

議 長 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

これは原本である。

令和6年11月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一